

12月1日に緊急地震速報による訓練を実施します

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、その短い間に、あわてずに身を守るなど適切な行動をとるためには日ごろからの訓練が必要です。

また、震源近くで緊急地震速報が間に合わない場合でも、緊急地震速報を見聞きしたときと同じように、あわてず机の下に入るなどの行動をとることが基本です。

このことから、緊急地震速報を地震動の予報・警報として位置づけてから1周年にあたる12月1日に、訓練用の緊急地震速報を用いた全国的な訓練を実施します。気象庁は当該地域が強い揺れとなる訓練用緊急地震速報をJ-ALERT等に配信し、当該訓練を行う機関を支援します。

なお、訓練の概要は下記のとおりですが、地震の発生状況や気象状況によっては、訓練の中止あるいは内容を変更する場合があります。

記

1. 実施日 平成20年12月1日(月) 各機関の実施時間は()内に記載

2. 訓練実施機関

気象庁本庁、及び各管区气象台等の地方官署(11時頃を予定)

職員向け配信装置の訓練機能を用いて訓練用緊急地震速報を配信し、訓練用緊急地震速報を受信した官署の職員等は、身を守る行動の訓練を実施する。

全国瞬時警報システム(J-ALERT)を運用する地方公共団体の一部(10時過ぎを予定)

J-ALERTに接続した防災行政無線や庁舎内放送で訓練用緊急地震速報を放送し、身を守る行動の訓練等を実施する。

防災行政無線で住民に伝達する地方公共団体(9市区町村)

東京都江戸川区、東京都新島村、神奈川県南足柄市、新潟県燕市、山梨県山梨市、長野県阿南町、岐阜県池田町、鳥取県南部町、徳島県松茂町

庁舎内放送を行う地方公共団体(1県)

徳島県(県庁舎)

中央省庁等の一部(10時過ぎを予定)

訓練用緊急地震速報を用いた館内放送を実施し、館内放送を聞いた職員等は、身を守る行動の訓練を実施する。

農林水産省

その他の機関(任意の時間帯に実施)

訓練の主旨に賛同する民間企業等において、可能な範囲で訓練を実施する。

なお、気象庁は訓練用キットを提供し、配信装置等に訓練機能を持たない機関における訓練の支援を行う。

緊急地震速報受信時対応行動訓練用キット

<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/usage/index.html>

本件に関する問い合わせ先

気象庁地震火山部管理課 電話 03-3212-8341 (内線 4505、4516)